# 確定申告のご案内

## 『平成24年分確定申告の受付を裏面の日程により実施します。』

#### ☑ どういう場合に申告するの?

- 土地や建物を売った方、貸している方
- 営業等の事業をしている方(商業・農業・漁業・外交員・・・など)
- 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方・年の途中で退職された方 (年末調整をしていない方が対象になります)
- 生命保険が満期・解約になり掛金が戻った方 (保険会社から税務署へ報告されています。)
- ※ 会社において年末調整をされた方は申告の必要はありませんが、医療費控除を 受ける方は確定申告が必要となります。

#### ☑ 確定申告に必要なものはどんなもの?

- → 還付を受ける方は、還付先の口座番号のわかるもの(本人名義のもの)
- → 臼鐴
- → 給与所得者の方は、源泉徴収票 年金所得の方は、公的年金等支払報告書
- → 医療費控除、生命保険料控除などを受ける方は、その領収書や証明書
- → 平成24年中の国民年金や保険料の支払額がわかる書類
- → 土地や建物を売った方は、契約書等売買価格のわかる書類
- → 営業等の収支のわかる書類(帳簿や領収書等)

### ここに注意してください!

- ② 国民年金保険料の支払い額について、日本年金機構から証明書が送付されています。この証明書がない場合は、その社会保険料控除ができませんので、ご注意願います。
- 医療費控除は、高額療養費等保険を受け取った場合(これから受け取る場合も含みます。)は、その額がわかるものが必要となります。 なお、医療費控除の申告については、事前に医療費の明細書(病院別、個人別に医療費を記載したもの。様式は役場税務課に備え付けてあります。)を作成して申告してください。
- 年金受給者で、所得税を源泉徴収されている方は、確定申告が必要になると思われますので、ご注意願います。

申告についてのお問い合わせ先

せたな町税務課 課税係

(内線: 1111・1112・1113・1114・1115)

# 平成25年度 町・道民税申告(平成24年分確定申告)相談日程

日時		場所	対	象	豊	<b>組</b>	4	<u> </u>	•	地	区		名
		+90 171	午前9	時から	12 🗄	寺まで	午	- 後	1 時	か	ら 4	時	まで
2月18日	月	鵜泊母と子の家		新		成		地			<u>×</u>		
2月19日	火		神恵	· 共和·	栄石	• 栄		若	松•↑	若核	公•」	: 若	松
2月20日	水	若松基幹集落センター	旭・小川・金原・上濁川・下二俣				上	左股•	下左	投∙狢	岱•℟	有若相	讼∙賀老
2月21日	木			若		松		市		1	街		
2月22日	金	はまなす荘		太	櫓	• ‡	ŧ	和	地	,	区		
2月23日	土												
2月24日	日												
2月25日	月												
2月26日	火	丹羽活性化センター	東丹	羽・目名	小介倉	山		丹	羽	• <u>E</u>	西 ;	<b></b>	羽
2月27日	水	77初沿江10 ピング	丹 羽					市		1	街		
2月28日	木	ふれあいプラザ	長			淵		豊					岡
3月1日	金	314 0000 -2 7 9		松币	日・冷	<b>补</b> •	真	駒「	内 •	鍋:	坂		
3月2日	±												
3月3日	日												
3月4日	月			愛						<u>.</u>	知		
3月5日	火		兜						!	野			
3月6日	水	ふれあいプラザ		寿						Į.	町		
3月7日	木			元						Ī	町		
3月8日	金			緑						ĺ	町		
3月9日	土												
3月10日	日												
3月11日	月	ふれあいプラザ		新						]	町		
3月12日	火			本	町	•	¢	1	央	į	町		
3月13日	水		予備日(申告の済んでいない方全域)										
3月14日	木												
3月15日	金												

<sup>※</sup>各地区ごとに申告日を設定しておりますが、どうしても都合がつかない方は3月13日の予備日に お越しください。 3月14・15日は役場税務課窓口で受付いたします。